

会議等の公開について

1 会議の公開について

- ・ 本市における他の審議会、検討委員会等については、特段の事情がない限り公開していることから、本協議会についても、これに準じ、原則として公開するものとします。
- ・ ただし、会議の一部または全部を非公開とする必要があると考えられる事案が出た場合は、改めて協議を行うものとします。
- ・ 会議を非公開とする場合は、その理由を公表するものとします。

2 会議録及び配布資料の公開について

- ・ 会議録は要点筆記とし、会長については「会長」と表記し、その他の委員については、委員と表記します。
- ・ 会議録及び配布資料（以下「会議録等」という。）は、事務局での閲覧、米沢市ホームページへの掲載等の方法により原則公開するものとします。
- ・ ただし、会議録等の一部または全部を非公開とする必要があると考えられる事案が出た場合は、改めて協議を行うものとします。
- ・ 会議録等を非公開とする場合は、その理由を公表するものとします。

参考 非公開とすることについて協議を行う場合の目安

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 特定個人の権利利益を害するおそれがある場合・ 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合・ 公開しないと条件で任意に提供された資料等がある場合 等 |
|---|